

◆計画の基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により生じた新たな課題に対応するため、国の消費者施策の動向を踏まえ、今後の施策の展開方向を示す

【計画の位置付け】

○ 山形県消費生活条例に基づき、県の消費生活に関する施策の基本的な方向を定め、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画  
○ 消費者教育の推進に関する法律第10条に基づき山形県消費生活教育推進計画

【計画の期間】

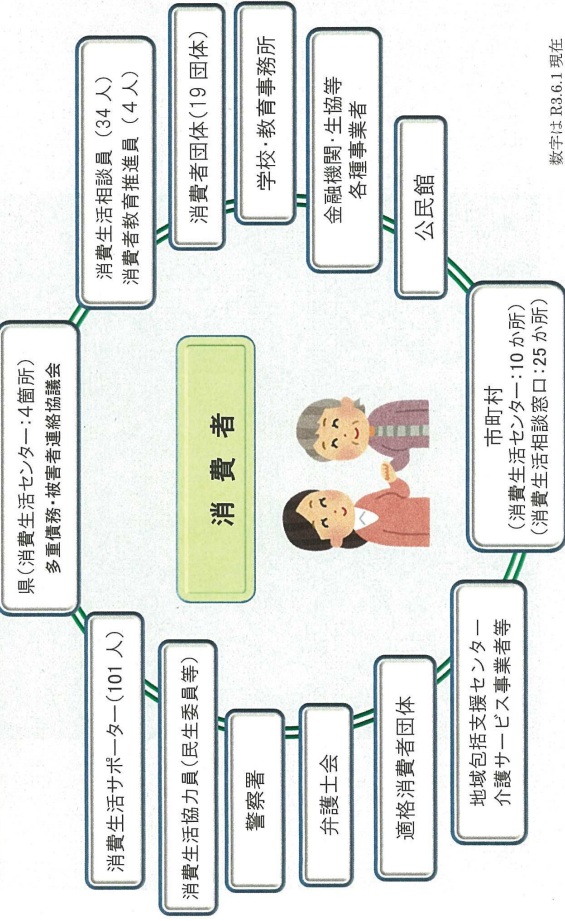
令和4年度から令和8年度まで(5年間)

◆消費生活を取りまき現状・課題

第3次計画では、県民の消費生活の安定及び向上を目指し、市町村との連携による消費生活相談体制の充実、高齢者等の消費者被害の未然防止や若年者に重点を置いた消費者教育に力を入れ、学校や地域における各種講座や多様な主体との連携による消費者教育・啓発を進めてきた。  
次期計画では、これまでの取組の継承・発展とともに、新たな課題への対応を着実に進めていく必要がある。

現状	課題	基本目標1	基本目標2	基本目標3
○ デジタル化の進展、電子商取引の拡大により、消費者問題はますます複雑化、多様化している。	→ 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談体制の更なる充実が必要	→ 高齢者等の消費者被害防止と早期発見のため、地域での見守りが重要	→ 持続可能な社会の実現のため、人や社会、環境等に配慮した消費行動などへの意識醸成や、消費者の主体的な行動の促進を図るためより一層取り組む必要がある	→ 消費者被害等の未然防止のための情報提供・関係法令に基づく指導等の実施による商品・サービスの安全・安心の確保
○ 高齢者の関わる消費者トラブルが依然として高水準で推移している。				
○ 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害の増加が懸念される。				
○ 持続可能な社会の実現に向けて、消費者には自らの行動が社会に影響を与えることの認識や持続可能な消費の実践が求められている。				
○ 商品・サービスの安全・安心に関する問題が、全国的に依然として多数発生している。				

本県の消費者被害防止のためのネットワーク



数字はR3.6.1現在

◆第4次計画案(令和4~8年度)

【施策の展開方向(案)】

基本目標1 消費被害の防止と救済

- 消費生活相談体制の充実・強化
- 事業者に対する適正な指導等
- 高齢者・若年者・障がい者等への支援
- 多重債務対策の推進

基本目標2 主体性のある消費者の育成

- ライフステージに応じた消費者教育の推進  
(1) 学校教育における消費者教育の推進  
(2) 地域社会における消費者教育の推進
- 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携
- 持続可能な社会を目指した消費行動の推進

基本目標3 消費生活の安全・安心の確保

- 消費者への情報提供の充実
- 食の安全・安心の確保
- 商品・サービスの安全・安心の確保



本県の相談件数の推移と現状

